

東 労 基 発 第 242 号
平 成 28 年 10 月 31 日

建設業労働災害防止協会 東京支部長 殿

東京労働局労働基準部長



足場の解体作業における安全管理の徹底について（要請）

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

これまで、当局では昨年7月に施行された足場からの墜落防止措置の充実を内容とする改正労働安全衛生規則の周知徹底、及び足場の組立て等の作業段階における安全措置の徹底について、関係事業者に対する指導を行ってきたところです。

しかしながら、本年10月に入り、都内のマンション耐震補強工事現場において、足場の解体作業中に労働者が足場から墜落する死亡災害が発生しました。また、都内のマンションの修繕工事現場において、足場の解体作業中に足場の材料が落下し、通行人に激突し死亡する公衆災害も発生しているところです。

つきましては、労働安全衛生法の定める下記事項について、貴団体の会員に対して周知・指導を図っていただき、別添のチェックリスト（リーフレット）の活用により足場の解体作業における安全管理の徹底に努めていただくようお願いいたします。

記

- 1 作業計画の作成段階におけるリスクアセスメントの実施と同計画の周知
 - (1) 作業の計画段階でリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた作業計画を作成すること。
 - (2) 作業計画を関係労働者に周知すること。
- 2 作業主任者の選任及び解体作業に従事する者への特別教育の実施
 - (1) 高さ5 m以上の足場を解体するときには作業主任者を選任するとともに必要な職務を的確に行わせること。
 - (2) 足場の解体作業に従事する労働者に特別教育を実施すること。
- 3 墜落・転落及び飛来・落下災害の防止対策の実施
 - (1) 足場を解体するときには、幅40 cm以上の作業床を確保するとともに、安全帯を安全に取り付けるための設備等を設置し、労働者に安全帯を使用させること。
 - (2) 材料、器具、工具等を下ろすときは、つり綱、つり袋等を使用させること。また、防網の設置等により、材料、器具、工具等の落下防止措置を確実に行うこと。